


・・・文章中のこのマーク  をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・


<法務> 住宅ローン減税の控除期間が13年間に延長されました。そこで...



家族名義の建物を増改築リフォームするに関し、

「登記が必要なケース」のおさらいです。

① 費用負担者の名義を、あらかじめ建物に入れておくこと。 

② 床 面積の変更を伴う増築工事は、登記が必要。 

③ 工事完了時に、費用 負担分の持分の、移転が必要。 

④ 居住により住所が変わるなら、住所届も必要。 

税法上は、かなり多くの適用要件が設定されていますので、事前に設計段階で工事業者、借入先の金融機関とも適用要件の確認をされ、安心な節税対策をお採り下さい。

※内容のご質問等については、TEL0258-34-3213 担当 司法書士 大野 豊 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

※2020年新春講演会※ 2020年2月5日(水) 会場：ホテルニューオータニ長岡

第一部は、「危機感を持つ」をテーマに講演します。講師：中小企業診断士・税理士 高野裕

第二部は、「実務問答ライブ」、身近なテーマを取り上げ複数の専門家が事例を検討解説します。

進行：税理士 藤井英雄 解説：弁護士、税理士、社会保険労務士など複数の専門家

第三部は、「中小企業とアライアンス」、一般社団法人スペシャリストアライアンス新潟より経営者への応援メッセージ